

市町村名	事業名等	対象者・内容等
十島村	定住促進資金交付事業(出産育児対策)	★○第1子30万円, 第2子40万円, 第3子50万円, 第4子以降100万円を支給する。 本村に住所を定めてから1年以上経過した者で出産した者及び出産後も引き続き定住する意志を有すると認められる者
十島村	十島村子ども医療費助成事業	★○子供の疾病の早期治療の促進、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図るため、子どもの医療費の一部負担金に対して助成。 ・対象者…小学校入学時の4月1日から中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの十島村に住所を有する子ども。 ※所得制限はありません。
十島村	定住促進資金交付事業(中学生以下の者を扶養する者への支援事業)	★○中学生以下の者1人に対し月額1万円を基礎額とする。 ○3人目以降の者について、基礎額に月額1万円を加算する。 ○交付時期については、6月、9月、12月及び3月の4期とし、それぞれの前月分を原則口座振替にて交付する。 本村に、中学生以下の者と同居している扶養親族又は村長が指定する者。ただし、山海留学生は除く。